

# 意匠登録制度120周年を迎えて ～その制度のはじまりについて～

意匠課企画調査班

## 1. はじめに

特許庁では、産業財産権四法である特許法、実用新案法、意匠法、商標法を取り扱っていますが、そのうちの意匠法、すなわち意匠登録制度は、工業製品の意匠について審査、登録をすることによってその意匠の保護を行う制度です。

この意匠登録制度の歴史は古く、明治21年（1888年）12月1日に公布され、翌22年（1889年）に施行された「意匠条例」が我が国における意匠登録制度の始まりです。その後、明治32年（1899年）の改正で「意匠法」となり、明治42年（1909年）、大正10年（1921年）、昭和34年（1959年）の改正を経て、現行の意匠法となっています。

我が国の意匠登録制度は、明治21年のこの意匠条例の公布以来、優に100年を超える歴史を歩んでおり、意匠（デザイン）の保護による日本の産業の発展の礎の一つになってきました。

この制度の端緒について幾つかの資料を紐解くと、当時の明治政府が我が国の近代化を強力に進めるために模倣品の排除とともに博覧会の開催などによる工藝振興についての施策を講じていること、そして、欧米の視察を終えた高橋是清（初代特許局長）が、意匠の保護制度の制定を国策として急務とする旨の意見を述べるなど、意匠条例の制定が国を挙げて要請されていたことが分かります。

今回は、意匠課が過去30年余りにわたって独自にまとめてきた意匠制度の歩みに関する諸資料をもとにして、我が国の意匠登録制度のはじまりについて、順を追ってご説明したいと思います。なぜ、意匠登録制度が我が国に根付くようになったかについて多少なりと

もご理解いただけるものと思います。

## 2. 「意匠条例」制定に至るまでの背景

### (1) 殖産興業と工芸品の輸出

江戸から明治に至る時期、我が国が欧米先進国と互角に対抗していくためには、欧米諸国のように一定の発展過程を経て順序立てて近代化を遂げていく訳にはいかず、短期間に欧米の諸法制と技術の移植を行うことによって近代化を図る必要がありました。

西欧諸国からの技術・機械の導入にあたって、その資金を得るため外貨を獲得すること、すなわち輸出品の増大は明治政府にとって最重要課題の一つでした。当時の我が国の輸出品は、産業の発達段階からみても、生糸、茶、銅などの原材料が主要品でしたが、加工品として陶磁器などの工芸品もありました。輸出品としての工芸品は、明治10年代以降急速な増加をみるようになりますが、その一因として明治6年にオーストリアのウィーンで開かれた万国博覧会への日本国の参加が一つのきっかけとなります。

当時の欧米各国で開かれていた万国博覧会は、参加各国の科学、美術、産業の発達を会場にて比較する場として、換言すれば、国威の発揚及び情報収集の場として、大きな意味を持つものでした。このウィーンでの万国博覧会は東洋の小国に過ぎなかった我が国を欧米に知らしめた重要な端緒となったと思われます。

この博覧会に参加することの目的は、博覧会事務副総裁をつとめた理事官である佐野常民が、政府に提出した「上言書」に端的に記されています。すなわち、国威発揚（第一目的）、技術伝習（第二目的）、博物館

設置（第三目的）、輸出振興（第四、第五目的）でした。出品物の主なものは、生糸、山繭生糸、織物であって、その他にその後の輸出に役立ちそうな漆器、陶磁器、七宝、ベッ甲細工などが選ばれました。出品物の選定はすべて国が行い、こうして収集された品物は、明治5年11月に天皇后陛下下の御巡覧を経たのちにウィーンに発送するという力の入れようでした。そして、出品の成果についてみると、美術工芸品については好評であって、しかも大量に売却されたのです。このことは、品物自体が欧米の文化にはみられない日本独自の風趣を備えていたことによるものですが、一方で、すでに欧米に存在しているものについては逆に日本の拙劣さが目立った結果となり、依然として課題が存在することが判明していました。

このような我が国の万国博覧会への参加は、ウィーン博を皮切りに明治26年まで20数回にわたって行われ、輸出振興の強力な施策とされました。また、当時の日本国内においても、博覧会や共進会なるものが多数開催され、産業、技術の奨励伝播に大きな役割を果たしました。このように、工芸品の輸出高は年々その額を増し、貴重な外貨獲得の担い手として成長してきましたし、それは当時の欧州において流行したジャポニズムも影響したものと思われます。しかし、輸出の増加に従って、様々な問題も露見し始めました。当時の農商務省が明治17年12月にまとめた「興業意見」では、当時の産業界の製造業者の混乱ぶりを書き記しています。我が国が古来から有してきた伝統的な手工芸品を明治期に入って一時に大量に生産し始めたことは、当然に品質の不均一と粗製乱造を招くことを意味したのです<sup>1)</sup>。

## (2) 同業組合の発生

明治時代に入って、政府は自由競争を奨励するため、江戸時代より続いた商人、職人層の自主的共同体である「株仲間」を廃止しました。もともと、経済発展の一過程において、株仲間のように新規参入者を規制する特権的集団の存在は、集団的統率力によってある程度の経済発展をもたらすものでした。更に株仲間は、

生産品の品質維持や技術の尊重をも意図していましたので、粗製乱造の禁止や地域的な限界があっても模倣の禁止に対して一定の機能を果たしていました。しかし一方で、株仲間は次第に勢力をつけるにしたがって、価格統制や流通規制を行うようになっていたり、因習的な商習慣がかえって自由競争による経済発展を抑制することになり、江戸末期から幕府によって廃止令が出されるほどになり、明治期に移行した際には、その廃止は必然となったのでした。

株仲間が廃止されたというものの、これに代わる新たなルールを持つことなく産業活動を続けていくことは混乱を生じさせたのも事実です。大阪では、早くも明治6～7年頃から、株仲間にかわる組合が多数結成され、明治14年には、大阪商法会議所（大阪商工会議所の前身、明治11年～同23年）は、大阪知事に対して組合の公認を要求する建議書を提出しています。このような動きを背景に、明治17年11月29日、政府は農商務省第37号布達をもって「同業組合準則」を設けました。

## (3) 同業組合規定に垣間見られる意匠の保護

同業組合準則が発布された翌年の明治18年6月、東京京橋の木挽町厚生館で、相次いでふたつの集談会が開催されました。漆器集談会と織物集談会で、いずれも農商務省関係者10名前後と、漆器関係の会員は全国より25名、織物関係は約70名の大会合でした。両集談会ともに、農商務省の工務局長らが、冒頭の挨拶のなかで、輸出品としての漆器や織物の現状に触れ、特に粗製乱造の弊害をいかにしてなくするかについて意見を出して欲しいと訴えています。これに対して、会員からは、①制裁力のある組合等の必要性、②悪質な外国商人の排除、③職工等の人材養成所の必要性、④情報入手の必要性、⑤雇用関係の正常化（特に弟子の引き抜きや育成方法等）などが話し合われました。製品の模倣対策についても意見が出され、それぞれの集談会の後「漆器営業組合組織の建議」、「織物営業者仲間組織ノ儀ニ付建言書」が提出され、発明品や新しい意匠が施された新製品については、それぞれ規定が設け

1) 例えば、「精良品ヲ作ルモ粗悪品ヲ作者ニ妨ケラルル事」、「一地方ノ特産物ヲ漫リニ各地ニテ模造セル事」、「同業者相競フテ売崩ヲ為ス事」など。

られました<sup>2)</sup>。

これらの規定は、意匠条例の施行に先立つ保護の実例として注目に値しますが、これらの会の主導者が農商務省側であったことは、いずれの会の形態、進行も近似していることから明らかであって、半ば行政指導的で啓蒙的である点は否めません。当時の政府にとって、輸出工芸品の隆盛は重要課題であったことがこの点からも覗えます。

### 3. 意匠保護法制定への動き

我が国の最初の近代的工業所有権法として立法された「専売略規則」は、明治4年に布告され、わずか一年後には執行停止されています。その理由は定かではありませんが、この法律には意匠保護の条項は存在していませんでした。しかし、明治21年に最初の意匠保護法が制定される以前、政府においては幾つかの意匠保護に関する条例が検討されていました。当時は憲法や民法など新たな体制に向けての法律案の作成が数多く行われており、政府は諸外国の制度を参考として、我が国の実情に合致させるべく試行錯誤を繰り返していましたが、意匠保護法の制定においても例外ではありませんでした。明治10年代前半には、記録されている限りで三つの意匠保護に関する条例案が出され、加えて、高橋是清の提言も残っています。

#### (1) 免許新形条例案

「高橋是清遺稿集」第7巻によると、明治9年、内務省勸商局において「免許新形条例案」草案の作成作業が開始されたとあり、明治12年勸商局の廃止によって大

蔵省商務局に引き継がれたと記されていますが、その経緯については今日確認する方法がありません。

この「遺稿集」に収録された記録によると、この草案は全26項からなるもので、保護対象を、①彫刻物、漆器、陶器等の諸製物、②織物、③諸般の製造物等に関する新模様又は形状、図形の創製、④諸般の製造物の有用なる新形の創製、としているところをみると、主として意匠保護を目的としたものであることがわかってきます。しかし、保護対象には、特に工業性と装飾性は求めず、その性質は、いわゆる意匠は勿論、およそ著作物、実用新案に属するものまでも包含する広い範囲にわたるものが考えられていた様子です（条例案第1項）。これは当時の我が国の工芸が未分化の状態にあったのに対して対応していたものと思われ<sup>3)</sup>。

#### (2) 新発明専用免許条例案

この条例案は、大蔵省商務局の草案で明治12年に、大蔵省の権少書記官であった神鞭知常が中心となって作成したものです。これは名称からも分かる通り発明を対象とした法案ですが、そのうち一項を設けて意匠の保護を規定しており、その構成は米国特許法に似ています。すなわち、この条例案中第10条「新形ノ事」という一条を設けて「諸般ノ新形」の「発明」を保護対象としており、さらに「新形」とは「新タニ發明シタル諸般ノ物品ノ形状若クハ物品ニ諸般仕方ヲ以テ著ハス所ノ形ヲ云フ」としています。この条例案を「免許新形条例案」と比較しますと、保護対象については「有用性」が外され、より意匠的になっているといえます。また意匠を「発明」という言葉で定義している点は米

#### 2) (漆器集談会)

第十五條 發明品若クハ形状模様等ニ新按ヲナシタル者ニハ其地方組合限り特約ヲ設ケ之ニニヶ年以内ノ專賣權ヲ付與シ其製品ヲ保護スルモノトス

第十六條 各地組合員ニシテ條例ヲ破リ規約ヲ奢ルモノ輕キハ償金ヲ課シ重キハ其筋ニ上申シテ組合ノ証票ヲ取上ケ營業ヲ禁止シ中央本部ニ届出テ本部ヨリ各地方組合一般ニ其由ヲ廣告スヘシ

第十七條 各地組合ニテ除名セラレタルモノハ他ノ地方ノ組合ニ加入スルコトヲ得サルモノトス

#### (織物集談会)

第十條 發明品若クハ新規ノ模様ヲ製出シタルモノニハ組合ニ於テ特約ヲ設ケ之ニ其地方限リ一ヶ年以内ノ專賣權ヲ附與シ其織物ヲ保護スルコトアルヘシ

但シ本條ハ專賣條例ニ因ル能ハサルモノニシテ有益アル製造品ニ限ルコト

#### 3) 「免許新形条例案」の他の主な内容

先願主義に立ちながら（第22項）、先発明主義を加えている（第21項）。新規性判断の基準を明文化し、審査官による審査を規定している（第22項）。存続期間は出願人の選択により3年半、7年、14年（第2項）。こうした点でこの条例案は米国法に倣ったものといえることができ、その他の点で英国法を参考にしている。

国法の影響が視えます（現在の米国特許法では、同法中に意匠特許の章が存在し、通常特許、植物特許と同様、意匠特許が規定されている。）。

### (3) 新形専用免許条例案

この条例案は先述の「新發明免許條例案」中で意匠の保護を規定するという形を更に発展させ、独立した条例として整備したものです。作成の経緯を述べれば、明治13年5月に、先述の大蔵省権少書記官である神鞭知常が中心となって、当時の英米仏等の法律を斟酌し、既に民政部において作成された専売免許条例及び明治12年に内務省から出された法案をも比較検討のうえ、作成されたものです。この条例案は「新開發専用免許條例」をほとんど踏襲しており、全9カ条、24節からなっています<sup>4)</sup>。

### (4) 高橋是清の提言

意匠条例制定前に既に施行されていた商標条例（明治17年）、専売特許条例（明治18年）に関し、欧米の制度運用を視察した当時の専売特許所長高橋是清は、帰朝後に提出した意見書の中に「意匠保護ノ事」と題した一項目を設けて、以下のような趣旨の内容を記しています<sup>5)</sup>。

我が国の国民の技能的長所は、その意匠にあるものであるから、これを保護する必要はいうまでもないことであり、法律作成にあたって注意すべきは、保護区域を狭くせず、手数料を安くし、手続は簡便とし、権利期間を短くすることである。欧米各国の法制をみるとその保護の方法は一様ではないが、なかでも英国は法律が善良で保護の盛んな国である。英国は1787年に意匠の保護法を創設し、1883年までに数回の改正を

行っているが、専ら保護区域を広めるために行われているものである。それでも未だ旧来よりある彫像條例及び彫刻條例で保護を受ける範囲のものは、特許條例中の意匠の保護は受けられない。我が国では、意匠保護法を設けるにあたっては英国を模範とすべきではあるが、保護区域については更に広げる必要がある。

そして、その要項として、

- ①真正創始のものでなくては登録をせず、真正創始か否かは審査をすること。
- ②意匠登録願においては、見本・図面・写真のうち出願人の随意で提出すること。
- ③手数料は極めて安くし、最高限度を50銭とすること。
- ④権利期間は最長5年とし、以下2年、3年、4年の4種類とすること。
- ⑤登録意匠を応用した物品を販売する者は、登録意匠である旨標記すること。
- ⑥人民から、登録意匠が権利期間中であるか、又はある意匠が他人の登録意匠と抵触するものであるか等の問い合わせあるときは、わずかの手数料によって当局が調査し回答すること。
- ⑦意匠登録願には、明細書を添付させ、また明細書に請求の区域を明記させることは他の発明と同様とし、この処理にあたっても特許願書と同じとすること。
- ⑧意匠では、出願前に公にしたものは許可しないこと、なぜならば、意匠を完成するにあたって公に試験する必要がないからである。
- ⑨登録意匠は公衆に示すこと。英独国においては、登録後も特許局において見本を秘蔵しているが、この理由をたずねたところ、ただ従来慣例というだけであるから、我が国では公にして権利の抵触を避けようようにすることが挙げられています。

4) 主な内容は以下のとおり。

- ①保護対象は、「新形ヲ創製シタル者ニハ其創製ニ對シ専用免許」を付与するというもので、その「新形」とは「新タニ發明シタル諸般ノ物品ノ形若クハ物品ニ諸般ノ仕方ヲ以テ著ハス所ノ形ヲ云フ」（第1節）とあり、さきの新發明専用免許条例案と新形の定義は全く同一であるが、免許付与の対象が「發明」から「創製」に変わっており、米国法より英仏法に近い概念となっている。
  - ②新規性については「既ニ世間ニ公用セラレタルモノ」（第4節）は専用免許が付与されないと規定されている（第4節）。なお、実物の存在が条件で「創製ノ論説又ハ見込ノミ」では付与されない（第5節）。
  - ③専用年限は、5年、10年、15年の3種となっている（第1節）。
  - ④審査主義を規定している（第9節）。
  - ⑤陳列と閲覧の規定を設けている（第10節）。
- 5) 「意匠保護ノ事」（「高橋是清遺稿集第4巻」）

## 4. 意匠条例の制定

### (1) 制定に向けて

明治19年、専売特許条例の改正を願い出るにあたって、高橋是清は、意匠発明の追加を発議した理由書の中で「我国ニ於テ貿易ノ隆盛ヲ図ルニハ斯ノ意匠ヲ保護スルニ在リ然レトモ目下ハ先ヅ現條例中第一條ニ少シク追加シテ之ヲ保護スルコトト為シ他日大ニ改定センコトヲ期スルナリ」と述べています。結局、この時の改正は行われなかったが、翌明治20年12月2日、農商務省は、内閣総理大臣あてに意匠条例案全25カ条と附則、理由書及び意匠条例逐条説明を提出した。その後、内閣法制局、元老院の審議を経て、意匠条例として公布されることとなります。

### (2) 意匠条例提案理由

意匠条例（明治21年）の農商務省案に付された「理由書」にみる制定の趣旨、必要性の要点は次の通りです。

- ①新たな創意発明について創意発明者の所有を認めその権利を保護するのは「知的財産ノ安全」を図るため、また社会公衆の知識を開き「殖産ヲ進ムル」に最も必要なことである。
- ②意匠の考案には多くの資財、時日、能力が費やされるのであるから、他人の侵害を許すようではそれを償う途がなく、新たに意匠を創作する者等いなくなるので「政府法令ヲ發シテ模擬者ヲ制止シ考案者ヲ保護」する必要がある。
- ③近年本邦の興業が粗製乱造気味なのは、模倣を規制する法律がないためである。
- ④民間において意匠保護の必要性はますます高まっており、一部では同業組合規約を締結して好結果を得ているところもある。

以上4点にわたって私的な知的財産の保護の必要性及び殖産上の必要性を訴え、当時の実状を述べています。そしてさらに、

- ①「意匠（英語デザイン）」とは<sup>6)</sup>、「工業上ノ物品ニ應用スヘキ考案即チ各種ノ形状模様等ニシテ工業ト相須テ離ルヘカラサルモノ」である。
- ②既に出発条例を設けて著述者を保護し、専売特許条例を設けて発明者を保護しているが、意匠についてその考案者の保護の方法を講じるのは当然である。
- ③欧米諸邦では既にこの法を設けており、この法律のあるところは応用美術の思想が発達して工業が振興しているが、それがないところでは工業が「萎靡衰頹<sup>いび</sup>」している。
- ④この条例は、我が国の現状に合わせて、諸外国の制度を参考に作成したものであるが、中でも模範とすべきは英国である。

というように、意匠の工業性を挙げ、その根底にある応用美術の思想の発達が、結果的に工業を振興する要因の一つであることを明らかにしています。

### (3) 農商務省案

農商務省案の要旨は次のとおりです。

- ①意匠条例の保護対象を「工業上ノ物品ニ應用スヘキ新規ノ意匠」（第1条）とした
- ②登録による専用権を認めた（第1条）。
- ③許可制による登録（審査主義）とした（第1条）。
- ④意匠専用権の範囲を、指定する物品類別に限った（第2条）。
- ⑤専用年限を3年、5年、7年及び10年の4種とした（第3条）。
- ⑥不登録事由を明記した（第4条）。
  - 一 他人ノ既に登録ヲ経タル意匠ニ同一又ハ類似ノモノ
  - 二 公ニ用ヒラレ又ハ公ニシラレタルモノ
  - 三 風俗ニ害アルモノ
- ⑦先願主義を採った（第5条）。
- ⑧委託者に登録出願する権利を認めた（第6条）。
- ⑨登録意匠を応用した物品を販売するにあたって登録意匠である旨の標記義務を課した（第9条）。
- ⑩無効事由を発見したときは裁判所が登録証を無効に

6) 元老院における意匠条例の審議の際、「意匠條例ハ新法ニ係リ事物ノ進歩上必要ニシテ即チ英語ノ「デザイン」ナリモノナリ（中略）適當ノ譯字ナケレハ之ヲ意匠ト譯セリ」と説明している（国立公文書館蔵「明治二十一年會議筆記」）。

する（第11条）。

- ①権利侵害に対する罰則（第21条）と親告罪の規定を設けた（第23条）。
- ②一意匠一出願とした（第16条）。
- ③登録意匠に係る物品を輸入、販売すれば権利を失うとした（第12条）。

#### (4) 法制局審議

農商務省案は、法制局において約半年間審査され、翌明治21年6月16日元老院に移されました。この時の法制局案は全26カ条からなるもので主な変更点は次のとおりです。

部分的な修正を加えられた項目としては、

- ①保護対象が「工業上ノ物品ニ使用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠」と更に具体化された（第1条）。
- ②不登録事由から他人の既登録と同一又は類似の意匠を削除した（第2条）。  
この規定を削除した理由は定かではないが、先後願の規定により他人の同一又は類似の意匠が排除できるとすれば、無用との見地に立ったものかと考えられる。
- ③無効処分につき単に無効となるとだけ表記した（第11条）。

新たに設けられた項目としては、

- ④審査官による審査を明定した（第4条）。
- ⑤審査審判に関する事項は特許条例を準用することとした（第12条）。
- ⑥特許局職員は意匠の出願及び意匠専有権を有することができない旨を規定した（第14条）。

削除された項目としては、

- ⑦登録意匠にかかわる物品の輸入による失効規定が挙げられます。

#### (5) 元老院審議

法制局案は元老院で4ヶ月余り審議され、保護対象の規定（第1条）の「使用」が「応用」に改められました。またこの時、特許、意匠における最終審として特許局審判とするか、裁判所とするかについて、内閣委員側と元老院の調査委員側との間で激しい議論が展開されました。結局、明治21年特許条例第19条で「特許局ノ審判に對シテハ不服ヲ申立又ハ裁判所ニ訴フルコトヲ得ス」とされ、意匠条例でもこれを準用することとなりました<sup>7)</sup>。

#### (6) 意匠条例の主な内容

明治21年12月18日、勅令第85号として公布された意匠条例は全文29カ条からなり、その主な内容は次のとおりです。

##### ①保護対象

保護対象は、「工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠」と規定された（第1条）。

##### ②登録を受ける権利

新規の意匠を按出した者、若しくは相続人と規定された（第1条、第9条）。

##### ③意匠権の効力

意匠の専用については「工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠ヲ按出シタル者ハ此條例ニ依リ其意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ専用スルコトヲ得」（第1条）と規定された。

##### ④専用年限

専用年限は、3年、5年、7年及び10年の4種類で、権

7) 「高橋是清自傳」（千倉書房、昭和11年2月9日発行）309頁によれば、「さていよいよ特許條例を作るに當って、審判長の権限について議論が沸騰した。私は『特許證の有効無効を裁判するについては特許局長が自ら審判長となってこれを判決しかつこれをもつて最終のものとならぬ』と主張した、すると井上毅氏が極力反對せられた。『そんな事は條理の上から許さるべからざる事である。特許局長は農商務大臣の部下ではないか、その部下の役人が、上長大臣の與へた特許證を審判する位まではよいが、これをもつて最終審とするのは不都合である。最終決は國法の定むる大原則に従つて當然大審院で下すべきものだ』といふのが、井上氏の理由であつた。

これには私も説明に困つた、そこで私はドイツで聞いて來た例を話して日本の特許裁判はいまだ過渡期であつて、一般裁判官の頭が進んで來るか、民間に参考人として十分なる技術者が澤山現出するまでは、特許局長の審判にまつ必要があるゆゑを力説した。それで一同もこれを承認し、井上氏も一時の便法として賛成されることとなり、」とある。

利の発生は原簿登録の日からとした。

#### ⑤不登録事由

- 一 風俗ヲ害スルモノ
- 二 登録出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレタルモノ（第2条）

#### ⑥一意匠一出願

出願は「一意匠毎ニ」（第3条）出願することとし、「明細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スヘシ」（第3条）となっており、「但其願書明細書及圖面ハ特許局ニ差出スヘシ」（第3条）とある。

#### ⑦審査官による審査と登録

「特許局審査官ヲシテ其意匠ヲ審査セシメ……」（第4条）とあるように意匠出願の審査は審査官により行うことを明記し、登録査定になったものは農商務大臣の認可を経て意匠原簿に登録し、登録証を下付することにした。

#### ⑧先願主義

二人以上が同一又は類似の意匠について出願したときは、願書日付の先のを登録するという、いわゆる先願主義を採っている<sup>8)</sup>。

#### ⑨職務上の発明

別に契約がある場合を除き、他人の委託又は雇主の費用をもって案出した意匠については、その登録出願をする権利は委託者又は雇主に属することを明記した。

#### ⑩登録意匠の無効

登録意匠の無効事由としては次の三つの場合が挙げられた。

- 一 第2条の規定（不登録事由）に該当するもの
- 二 第8条の規定（先願）に反して登録されたもの
- 三 第10条の規定（委託による意匠の出願）に反して登録されたもの

#### ⑪その他

審査・審判の手續などについて特許条例を準用する規定が置かれた<sup>9)</sup>。

## 5. 意匠登録第一号

最初の意匠登録第一号（明治22年）は、当時の日本の産業構造を反映してテキスタイルの意匠となっています。これは、栃木県足利出身の須永由兵衛（1846～1909）の手による「雲井織」の織物であり、意匠登録簿の原本は関東大震災や第二次世界大戦の混乱で消失しておりますが、平成14年に足利工業高校の保管倉庫からこの現物の見本が発見されています。詳細については、財団法人経済産業調査会発行「特許ニュース」平成20年4月18日（金曜日）の発明の日特集号における「近代足利織物の成立に果たした「意匠制度」の役割と意匠重視の伝統形成 一山岡次郎、川嶋長十郎・須永由兵衛、近藤徳太郎らの事跡から一」（産業考古学会評議員 足利市文化財専門委員会委員長 日下部高明著）に詳しいので、そちらをご参照下さい。

## 6. その後

その後、産業財産権制度の一翼を担う意匠登録制度は、その時々我が国の産業競争力などに歩調を合わせて幾多の改正を行いつつ、我が国の産業発展に寄与してきました。

特に第二次世界大戦後の昭和30年代に入り、我が国経済が急速に成長し始めた頃から、工業製品の開発・設計に、近代産業デザインの技法が広く取り入れられるようになり、更に、欧米諸国の製品のデザインの模倣ではなく、我が国独自のデザイン開発力による創作の必要性が強く認識されてきました。そういった状況に合わせて意匠法も改正され（昭和34年意匠法）、同時期に「グッドデザイン商品選定制度」（1957年より：通商産業省）も開始され、デザインの創作の保護と奨励という両輪の政策を取ることで、我が国の高度経済成長期を迎えることとなりました。

8) この時期、特許条例が先発明主義を採っているのに対照的である。この理由として、農商務省案の逐条説明では、意匠は発明と相違して試験を行う必要がないから当局が先創作者を判定することが困難であることを挙げている。

9) 例えば、この条例では、現行法と相違し、事前に拒絶理由を通知することなく、直ちに拒絶査定を行うが、その場合同時にその理由を添えるものであった。この拒絶査定に不服のある者は、再審査を請求するものとし、更にこの結果に不服であれば審判を請求できることとした（特許条例第15条）。したがって現行の拒絶理由通知が拒絶査定に該当し、現行の拒絶査定が再審査の段階に当たるものと考えられる。また、前述したとおり査定不服及び登録無効に対しても最終審は審判までであって、出訴の道はなかった。

## 7. 意匠登録制度120周年を迎えて（まとめに代えて）

今年には明治の意匠条例の公布から数えて120年になります。これまで概観しましたように、制度の制定当初は鎖国を解いた日本の近代化のために、そして、戦後まもない昭和30年代は外国デザインの模倣を抑止し、我が国独自のデザインを開発することを日本企業に促すために、意匠登録制度はそのときどきで様々に改正されて利用がなされてきました。そして、最近では我が国企業のデザイン開発手法は世界でも高度なものとなり、グローバルな観点でみても我が国企業などによるデザインは世界でも注目を浴びるものとなりました。さらに、途上国の急速な経済発展により、我が国企業の製品デザインが模倣されるようになり、今ではその途上国がデザイン開発力の点で急速に力をつけ始めています。

4月18日は発明の日ですが、本年は意匠登録制度が120周年を迎えることを祝って、関連行事が開催されました。これは120周年を迎えることを機に、意匠登録制度の重要性を同制度の需要者の方々などにアピールし、更なる制度の活用を促すことを目的としたものです。特許庁意匠課としては、120周年を迎えることを一つの機会として、将来にわたって意匠登録制度がさらに円滑に運用されるべく的確な施策を講じていきたいと考えています。